

## 仙台市意思疎通支援者派遣事業実施要綱

(平成28年3月29日 健康福祉局長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者及び要約筆記者等（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は仙台市とする。

### (事業の委託及び監督等)

第3条 市長は、本事業の全部又は一部を市長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

- 2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による市長の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

### (意思疎通支援者)

第4条 本事業により派遣を行う意思疎通支援者は、仙台市社会参加推進事業実施要綱に定める登録者名簿に登録している手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員とする。

### (意思疎通支援者の責務)

第5条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
  - (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。
- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

### (派遣対象者)

第6条 この事業の派遣対象者は本市に居住し、手話通訳または要約筆記を必要とする聴

覚障害者等とする。

(派遣の内容等)

第7条 登録者の派遣は別表1に定める事項について実施する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には原則として派遣対象としない。

- (1) 政治団体の活動（特定の政党の政治的活動や集会等）
- (2) 宗教団体の活動（宗教的な活動や集会等）
- (3) 企業の営利活動（企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）
- (4) その他社会通念上派遣することが好ましくないとされる活動

(派遣の区域)

第8条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、仙台市内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を仙台市外に派遣することができるものとする。ただし、市長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、都道府県及び他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

3 市長は、必要であると認めるときは、通信機器を用いた遠隔による手話通訳者の派遣を、手話通訳事業（身体障害者福祉法第4条の2第2項に掲げる手話通訳事業をいう。以下、手話通訳事業という。）を行う団体に依頼することができるものとする。

(派遣の申請)

第9条 意思疎通支援者の派遣を受けようとする者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（以下、休日等という。）を除く。）前（7日前が休日等である場合は、その直前の平日）までに、仙台市意思疎通支援者派遣申請書兼派遣決定（却下）通知書（様式第1号。以下「派遣申請書兼通知書」という。）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項の申請の受付時間は、8時30分から17時00分とする。

(派遣の決定)

第10条 市長は、前条の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、派遣申請書兼通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、仙台市意思疎通支援依頼書兼決定通知書（様式第2号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又

はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第11条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第12条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告等)

第13条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに仙台市意思疎通支援者派遣業務報告書(様式第3号。以下「業務報告書」という。)を作成し、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、意思疎通支援者派遣台帳(様式第4号)に、意思疎通支援者の派遣状況を記録するものとする。

(派遣の報酬等)

第14条 市長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表2で定める基準により、報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。ただし、第8条第2項ただし書きの規定により都道府県及び他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣した場合の報酬等は、当該自治体で定める基準に準じるものとし、第8条第3項の規定により手話通訳事業を行う団体の登録手話通訳者を派遣した場合の報酬は、当該団体で定める基準に準じるものとする。

(事業の実施)

第15条 この事業は、予算の範囲内において実施するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成28年6月29日改正)

この改正は、平成28年7月1日から実施する。

附 則（平成30年3月23日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年11月19日改正）

この改正は、令和2年11月27日から実施する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月31日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

別表1（第7条）

派遣対象事項		派遣の対象外となる事項
種別	具体例	
医療、保健	医療機関での診察、健康診断を受診する場合	
職業、労働	就職面接、職場内相談に必要な場合	業務に関わる話し合い (依頼者自身の問題などについて職場において話し合いを行うのに必要な場合のみ派遣対象とする)
司法、警察	交通違反、交通事故等の事情聴取等に応じる場合	
	各種相談窓口（弁護士含む）に行く場合	
福祉、行政	行政機関や福祉団体等の設置する相談窓口に行く場合	
	聴覚障害者団体が総会を主催する場合※	月単位の定例的な会議等
教育、育児	保育所、学校等の授業参観、入学卒業式、面談等	
	本人が通う学校での単発の行事等で、学校側が用意するのが困難な場合	
文化、教養	講演・研修等に参加する場合	仕事・商売など業務の延長上のもの 複数回に及ぶ研修等（相談の上、必要最低限の派遣を行う）
	講座等を受講する場合	仕事・商売など業務の延長上のもの 複数回に及ぶ趣味の講座等（相談の上、必要最低限の派遣を行う）
	免許取得や更新の際の事務手続き	
生活、地域活動	冠婚葬祭に出席する場合	
	町内会等、地域社会で生活するうえで必要な集会等に参加する場合	
	扶養・同居親族に関わる手続き等（例：家族の入院手続き等）	
	金融機関等で口座開設など一般的な手続きをする場合	
	生活上必要な手続や買物であって、詳しい説明など業者や相手方とのコミュニケーションが不可欠であり、かつ先方から通訳などの補助を得られない場合 (例：電話・インターネットの手続・家電製品の購入など)	
スポーツ、レクリエーション	各種スポーツ大会、レクリエーション活動等に参加する場合	連続・定期的なもの（相談の上、必要最低限の派遣を行う）

※この場合に限り、団体への派遣を認める。

別表 2 (第 1 4 条)

○報酬

活動時間	金額
1 時間	1, 7 0 0 円

- (1) 活動時間は、1 カ月ごとに集計する。
- (2) 集計した活動時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、3 0 分未満は切り捨て、3 0 分以上は切り上げて報酬額を計算する。ただし、1 回の派遣での活動時間が 1 時間未満の場合には、1 時間とみなす。
- (3) 活動時間は、待ち合わせ時間から業務の終了時間までとするが、待ち合わせ時間から業務の開始時間までの準備・打ち合わせに要する時間の上限は、1 時間とする。

○交通費

自宅から派遣先の往復にかかる公共交通機関の実費分を支給（市内移動分に限る）